

米国特許クレームのプリアンブルの記載に関する留意事項

2013年01月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許クレームは、一般に、プリアンブル (preamble)、移行部 (transition)、及び本体 (body) を含む形態で記載されます。プリアンブルには発明の前提となる事項やカテゴリが記載されます。移行部には、comprising、essentially consisting of、又は consisting of 等のタームが用いられ、プリアンブルと本体を橋渡しする機能を有しています。本体には、発明の特徴となる構成要件が列記されます。

一般に、クレーム発明のプリアンブル部の文言がクレームを限定するか否かは、ケース毎に、クレーム全体および特許明細書に記載された発明を考慮して決定されます (Storage Tech. Corp. v. Cisco Sys., Inc., 329 F.3d 823, 831 (Fed. Cir. 2003))。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.